

兵庫県公報

令和4年10月25日 火曜日 第357号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示

	ページ
○ 液化石油ガス販売事業者の認定（消防保安課）	2
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（地域福祉課）	2
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の廃止の届出（同）	2
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の辞退の届出（同）	3
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定（同）	3
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更、廃止及び休止の届出（同）	3
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の指定（同）	4
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の名称等の変更及び廃止の届出（同）	5
○ 令和4年度ふぐ処理責任者試験の実施（生活衛生課）	5
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	8
○ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人の指定（住宅政策課）	9
○ 宅地建物取引業法に基づく聴聞の実施（建築指導課）	9
○ 道路の位置指定（丹波県民局）	9
○ 同 上（淡路県民局）	9

公 告

○ 県有地の一般競争入札による売払い（港湾課）	10
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（都市計画課）	12
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（阪神北県民局）	12

病院局公告

○ 随意契約の相手方等の公示	12
○ 同 上	13
○ 同 上	13
○ 落札者等の公示	14
○ 政府調達に関する協定に係るプロポーザルの実施	14
○ 兵庫県立西宮病院患者給食業務委託に係るプロポーザルの実施	17

告 示

兵庫県告示第1200号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第35条の6第1項の規定により、次のとおり液化石油ガス販売事業者を認定した。

令和4年10月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 氏名又は名称、住所及び法人にあつては、その代表者の氏名
 有限会社たにがき
 丹波市氷上町成松278番地の1
 谷垣忠司
- 2 認定年月日及び認定番号
 令和4年10月13日
 第50号



兵庫県告示第1201号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療を担当する機関を次のとおり指定した。

令和4年10月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定医療機関

名 称	所在地	指定年月日
田守クリニック	芦屋市船戸町3—18	令和4年9月1日
キリン堂薬局伊丹荒牧店	伊丹市荒牧7—15—3	同
みやそう病院在宅医療クリニック	同 市荒牧南3—1—21—111 ロイヤルホーム伊丹荒牧	同
訪問看護ステーションOne Art	同 市瑞ヶ丘1—16 ウィステリアハイツ205号室	同 年8月1日
キリン堂薬局加古川中津店	加古川市加古川町中津544—1	同 年9月1日
スギ薬局加古川野口店	同 市野口町二屋348—1	同
うぐいす眼科	宝塚市中筋8—13—13	同
タケシタ調剤薬局キセラ川西店	川西市火打1—9—24	同
この歯科クリニック	同 市加茂2—1—30	同
上田医院	三田市駅前町4—31	同 年8月1日
せと歯科医院	南あわじ市榎列小榎列37	同
訪問看護ステーション虹色	たつの市龍野町末政154—1 エスポワール102	同 月30日
訪問看護ステーションかなえる	川辺郡猪名川町伏見台2—3—54	同 年6月1日



兵庫県告示第1202号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から廃止の届出があった。

令和4年10月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

廃止の届出があった指定医療機関

名称	所在地
林整形外科外科医院	芦屋市高浜町7-2-105
フロンティア薬局昆陽池店	伊丹市昆陽池1-79-1
白石皮膚科	加古川市加古川町溝之口507 サンライズ加古川3F
それいゆ訪問看護ステーション別府	同 市別府町中島町26
森田皮膚科クリニック	宝塚市伊子志3-8-15
スミスクリニック	川西市火打1-7-13 ベストハウスキセラ5階
医療法人協和会協立病院	同 市中央町16-5
キリン堂薬局すずかけ台店	三田市すずかけ台3-2



兵庫県告示第1203号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から辞退の届出があった。

令和4年10月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

辞退の届出があった指定医療機関

名称	所在地
辰井整形外科	宝塚市南口1-8-20 南口ビル4F



兵庫県告示第1204号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を次のとおり指定した。

令和4年10月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定介護機関

名称	所在地	開設者	開設者所在地	指定年月日
イオン薬局伊丹店	伊丹市藤ノ木1-1-1	イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬1-5-1	令和4年6月1日
介護老人保健施設ケアヴィラ宝塚	宝塚市亀井町10-51	医療法人尚和会	宝塚市向月町19-5	同年7月11日



兵庫県告示第1205号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年

法律第30号)第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から名称等の変更及び廃止、休止の届出があった。
 令和4年10月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 名称等の変更の届出があった指定介護機関

名称	所在地	開設者	開設者所在地	変更内容
伊丹市訪問介護事業所	伊丹市中野北4-2-11 中野ぬくもりの郷内	社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団	伊丹市中野北4-2-11	所在地
エイド北摂居宅介護支援事業所	同 市荒牧南3-6-35	株式会社北摂福祉研究所	同 市荒牧5-7-16	同上
稲野・鴻池地域包括支援センター	同 市広畑3-1 いきいきプラザ3階	社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団	同 市広畑3-1	同上
松風園	同 市中野北4-2-11	同上	同上	同上
あいりす訪問看護ステーション	川西市大和西1-47-3-2D	ヒューマンディグニティ合同会社	川西市丸山台2-4-15	同上

2 廃止の届出があった指定介護機関

名称	所在地	開設者	開設者所在地
あじさい居宅介護支援センター伊丹(居宅介護支援事業のみ廃止)	伊丹市南野3-1-18	有限会社ライフジャパン伊丹	伊丹市南野3-1-18
楠公堂薬局	川西市中央町16-8	株式会社楠公堂薬局	神戸市中央区相生町2-3-11
キリン堂薬局すずかけ台店	三田市すずかけ台3-2	株式会社キリン堂	大阪市淀川区宮原4-5-36

3 休止の届出があった指定介護機関

名称	所在地	開設者	開設者所在地
アミティー介護センター伊丹	伊丹市西台1-2-3 山本不動産ビル305	株式会社アミティー Joy	神戸市東灘区御影石町1-5-3



兵庫県告示第1206号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和4年10月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定施術機関

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
加久見 理恵子	KEiROW神戸西宮ステーション	西宮市戸田町4-24-502	令和4年8月12日
赤崎 愛帆	よこやま鍼灸整骨院	宝塚市山本西2-7-3-101	同年9月12日
森 美保	よろこび訪問鍼灸マッサージ	姫路市佃町26-1 城陽ビル2階	同 月13日



兵庫県告示第1207号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定施術機関から名称等の変更及び廃止の届出があった。

令和4年10月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 名称等の変更の届出があった指定施術機関

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	変更内容
布川 浩崇	ぬのかわ鍼灸接骨院	宍粟市一宮町上岸田576	所在地

2 廃止の届出があった指定施術機関

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地
竹島 捷人	逆瀬川わだち鍼灸院	宝塚市中州1-1-1-107 アピアきた1階



兵庫県告示第1208号

食品衛生に関する手続等を定める規則（昭和38年兵庫県規則第11号）第13条第1項の規定により、令和4年度ふぐ処理責任者試験を次のとおり実施する。

令和4年10月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 試験日時

- (1) 学科試験・ふぐの種類鑑別試験
令和5年1月21日（土）午後1時30分から
- (2) 実技試験
令和5年2月11日（土）又は同月12日（日）の午前9時から午後5時までの間で指定した日時

2 試験場所

- (1) 学科試験・ふぐの種類鑑別試験
神戸市中央区山本通4丁目22-15 兵庫県立のじぎく会館
- (2) 実技試験
神戸市中央区栄町通3丁目5-1 神戸国際調理製菓専門学校

3 試験科目

- (1) 学科試験
 - ア 水産食品の衛生に関する知識
 - イ ふぐに関する一般知識
- (2) ふぐの種類鑑別試験
実物のふぐの種類を標準和名で鑑別
- (3) 実技試験
 - ア ふぐの処理
 - イ ふぐの臓器鑑別
 - ウ ふぐの処理等の衛生的な取扱い

4 受験手続

- (1) 提出書類等

ア 受験願書

兵庫県保健医療部生活衛生課（以下「生活衛生課」という。）及び各県民局・県民センター健康福祉事務所（但馬県民局新温泉健康福祉事務所を除く。以下同じ。）において配布する。

イ 写真1枚

出願前6箇月以内に撮影した正面上半身脱帽像で、縦7.0センチメートル、横5.0センチメートルのものとし、その裏面に撮影年月日及び氏名を記入したもの。

(2) 提出期間

令和4年11月28日（月）から同年12月2日（金）までの午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に原則持参すること。

郵送する場合は、簡易書留により上記期間に生活衛生課必着とする。

(3) 提出先

生活衛生課又は各県民局・県民センター健康福祉事務所に持参して提出すること。

郵送の場合は生活衛生課に提出すること。

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10-1

兵庫県保健医療部生活衛生課食の安全安心推進班

(4) 手数料

11,000円額の兵庫県収入証紙を受験願書に貼付すること。

受験願書受付後、手数料は返還しない。

なお、手数料とは別に実技試験用のふぐの代金（4,400円）が必要となる。（ふぐの代金の詳細については別途指示する。）

5 携帯品

(1) 学科試験・ふぐの種類鑑別試験

受験票、筆記具（黒鉛筆及び消しゴム）

(2) 実技試験

受験票、調理に適した衛生的な服装（白衣、帽子、前掛け、調理靴等）、包丁、ふきん（水道が使えないため、5～10枚程度多めに用意すること。）

6 合格者の発表

(1) 日時

令和5年3月6日（月）午前10時（ホームページには同日正午公開）

(2) 場所

生活衛生課及び各県民局・県民センター健康福祉事務所において合格者の受験番号を掲示する。



兵庫県告示第1209号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年10月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 作業種類

公共測量（4級基準点測量及び現地測量）

2 作業期間

令和4年7月15日から同年11月21日まで

3 作業地域

神戸市長田区苅藻通地内



兵庫県告示第1210号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年10月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 作業種類

公共測量（2級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量）

2 作業期間

令和4年4月28日から同年9月30日まで

- 3 作業地域
上郡町山野里地内



兵庫県告示第1211号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年10月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量）
- 2 作業期間
令和4年7月6日から同年9月30日まで
- 3 作業地域
相生市山手一丁目地内



兵庫県告示第1212号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年10月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量）
- 2 作業期間
令和4年6月22日から同年7月31日まで
- 3 作業地域
上郡町岩木甲地内



兵庫県告示第1213号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年10月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和4年7月20日から同年8月31日まで
- 3 作業地域
尼崎市南塚口町八丁目地内



兵庫県告示第1214号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年10月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点の復旧測量（再設））
- 2 作業期間
令和4年6月20日から同年8月31日まで

- 3 作業地域
西宮市上田中町、高松町及び大屋町地内



兵庫県告示第1215号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年10月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点の復旧測量（再設））
- 2 作業期間
令和4年7月4日から同年8月31日まで
- 3 作業地域
西宮市甲子園口五丁目地内



兵庫県告示第1216号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、加西市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年10月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（空中写真測量及び写真地図作成）
- 2 作業期間
令和4年4月27日から令和5年3月31日まで
- 3 作業地域
加西市全域並びに姫路市、加古川市、西脇市、小野市、加東市、多可町、市川町及び福崎町の各一部



兵庫県告示第1217号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、加西市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年10月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（数値地形図作成）
- 2 作業期間
令和4年7月30日から同年9月30日まで
- 3 作業地域
加西市東剣坂町地内



兵庫県告示第1218号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、芦屋市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年10月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（数値写真撮影、写真地図作成及び数値地形図データ更新）
- 2 作業期間
令和3年12月9日から令和4年3月31日まで

3 作業地域
芦屋市全域



兵庫県告示第1219号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定により、支援法人を次のとおり指定した。

令和4年10月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

住宅確保要配慮者居住支援法人

名称	住所	事務所の所在地	指定年月日
有限会社ワイズギフト	神戸市長田区西丸山町1丁目1番3号	神戸市長田区西丸山町1丁目1番3号	令和4年10月11日



兵庫県告示第1220号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う旨東播磨県民局長から報告があった。

令和4年10月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 日時
令和4年11月25日（金）午後3時から午後4時まで
- 2 場所
加古川市加古川町寺家町天神木97の1 兵庫県加古川総合庁舎 6階会議室
- 3 被聴聞者
商号又は名称 株式会社サンコープランニング
代表者氏名 三宅 忠
事務所所在地 加古川市加古川町北在家2242番地
免許証番号 兵庫県知事（6）第400925号
免許年月日 平成31年1月16日



兵庫県告示第1221号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和4年10月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R03丹波位置0005号	4.10.12	丹波市柏原町小南字出口50番3の一部、51番1の一部、51番4、55番の一部、56番1の一部	6.00	93.73



兵庫県告示第1222号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和4年10月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R04淡路位置 0001号	4.10.7	南あわじ市広田広田字居内248番1の一部、 249番の一部	5.0	33.95

公 告

県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和4年10月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 入札に付する県有地
売払物件

物件 番号	所在地	面積 (㎡)	地目
1	姫路市網干区興浜字西沖992番9	1,858.76	宅地

- 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (3) 民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法第11条に規定する準禁治産者
- (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者
 なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
 ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 エ 上記アからウまでのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (9) 兵庫県税（個人県民税及び地方消費税を除く。延滞金等の附帯金を含む。）を滞納している者
- (10) 法人税、消費税及び地方消費税（延滞税等の附帯税を含む。）を滞納している者
- (11) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続の開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律

第172号)に基づくものを含む。)、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、兵庫県が経営状況等を勘案して応募を認めることができる。)

(12) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者

(13) 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員又は構成員

3 契約条項を示す場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県土木部港湾課港湾計画班

4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間

(1) 配布場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県土木部港湾課港湾計画班

〒672-8063 姫路市飾磨区須加294

中播磨県民センター姫路港管理事務所業務管理課

(2) 申込場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県土木部港湾課港湾計画班

(3) 配布期間及び申込期間

令和4年10月25日(火)から同年11月22日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

5 入札の方法、場所及び受付期間

(1) 方法

入札書は所定の様式により郵送にて受け付ける(持参可)。

(2) 場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県土木部港湾課港湾計画班

(3) 受付期間

令和4年11月28日(月)から同年12月7日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)(郵送の場合は、一般書留又は簡易書留により送付し、期間内に必着のこと。)

6 開札の場所及び日時

(1) 場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県土木部港湾課港湾計画班

(2) 日時

令和4年12月9日(金)午前10時から

7 入札保証金

(1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。

(2) 入札保証金は、入札の受付期間中に金融機関から指定口座へ振り込むこと。

8 入札に関する条件

(1) 入札書を所定の日時までに提出していること。

(2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。

(3) 入札者が同一事項について2通以上した入札でないこと。

(4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

(5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

(6) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

9 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

10 入札についての照会先
 兵庫県土木部港湾課港湾計画班
 電話 (078) 341-7711 内線4457



大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和4年10月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ドラッグコスモス上郡店
 所在地 赤穂郡上郡町竹万字大開キ2278 ほか
- 2 法第8条第1項の規定により上郡町から述べられた意見の概要
 引き続き、周辺緑地を適正に管理されたい。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
 兵庫県まちづくり部都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課
 - (2) 縦覧期間
 令和4年10月25日から1月間



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和4年10月25日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 （第4工区・第5工区）芦屋市南宮町126番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
 芦屋市精道町7番6号
 芦屋市長 伊藤 舞
- 3 許可年月日及び許可番号
 令和4年9月30日
 兵庫県指令神北（宝土）（建）第1-3-5号（1芦屋）

病 院 局 公 告

随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和4年10月25日

兵庫県病院事業 契約担当者
 兵庫県病院事業管理者 杉村和朗

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
 移動型外科用X線透視診断装置（3D）一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院等の名称及び所在地
 兵庫県病院局経営課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
 令和4年9月2日
- 4 契約の相手方の名称及び住所

株式会社たけびし 京都市右京区西京極豆田町29

- 5 契約金額
43,890,000円
- 6 納入場所
兵庫県立はりま姫路総合医療センター 姫路市神屋町3丁目264番地
- 7 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 8 随意契約をした理由
政府調達に関する協定第13条第1項(b)による。
- 9 入札公告をした日
令和4年7月8日



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
令和4年10月25日

兵庫県病院事業 契約担当者
兵庫県病院事業管理者 杉村和朗

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
医療用直線加速装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院等の名称及び所在地
兵庫県立淡路医療センター 洲本市塩屋1丁目1番137号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和4年9月2日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
株式会社たけびし 京都市右京区西京極豆田町29
- 5 契約金額
472,890,000円
- 6 納入場所
兵庫県立淡路医療センター 洲本市塩屋1丁目1番137号
- 7 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 8 随意契約をした理由
政府調達に関する協定第13条第1項(b)による。
- 9 入札公告をした日
令和4年7月8日



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。
令和4年10月25日

兵庫県病院事業 契約担当者
兵庫県病院事業管理者 杉村和朗

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
県立リハビリテーション西播磨病院総合医療情報システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院の名称及び所在地
病院局経営課 神戸市中央区下山手通五丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和4年10月5日
- 4 契約の相手方の名称及び住所

富士通Japan株式会社兵庫支社 神戸市中央区磯上通七丁目1番5号

- 5 契約金額
518,760,000円
- 6 納入場所
兵庫県立リハビリテーション西播磨病院 たつの市新宮町光都1丁目7番1号
- 7 契約の相手方を決定した手続
限定入札による随意契約
- 8 随意契約をした理由
政府調達に関する協定第13条第1項(b)による。
- 9 プロポーザルの実施にかかる公告をした日
令和4年7月29日



落札者の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
令和4年10月25日

兵庫県病院事業 契約担当者
兵庫県病院事業管理者 杉村和朗

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
全自動生化学免疫分析搬送システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院等の名称及び所在地
兵庫県立淡路医療センター 洲本市塩屋1丁目1番137号
- 3 落札者を決定した日
令和4年9月2日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
宮野医療器株式会社 神戸市中央区楠町5丁目4番8号
- 5 契約金額
87,208,000円
- 6 納入場所
兵庫県立淡路医療センター 洲本市塩屋1丁目1番137号
- 7 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 8 入札公告をした日
令和4年7月8日



政府調達に関する協定に係るプロポーザルの実施

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるプロポーザルを実施する。
令和4年10月25日

兵庫県病院事業 契約担当者
兵庫県立尼崎総合医療センター院長 平家俊男

- 1 プロポーザルの概要
 - (1) 名称
兵庫県立尼崎総合医療センター医療情報システム運用関連業務委託業者選定に係るプロポーザル
 - (2) 募集要領
別途配布する「兵庫県立尼崎総合医療センター医療情報システム運用関連業務委託業者募集要領」(以下「募集要領」という。)による。
 - (3) 契約期間
令和5年1月1日から令和5年3月31日までとする。
ただし、事業期間の終了の日までに、当院と事業者のいずれからも何らかの意思表示がないときは、その翌日においてさらに1年間同一の条件でこの事業期間を延長できるものとし、その後令和9年3月31日

までの間は毎年同様に延長できるものとする。

(4) 履行場所

兵庫県立尼崎総合医療センター 尼崎市東難波町2丁目17番77号

2 参加資格

- (1) 日本国内において、電子カルテを含む病院情報システムの導入の経験があること。(他会社要件は、「仕様書3-3-1 実績要件 会社要件」のとおり)
- (2) 要員構成は、統括責任者1名、副統括責任者1名、業務対応要員(担当者)で構成し、統括責任者及び副統括責任者については、請負企業と無期雇用の正社員の関係であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による資格制限を、本公告の日から企画提案書の受付期間の末日までの間において受けていない者であること。
- (4) 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を、本公告の日から企画提案書の受付期間の末日までの間において受けていない者であること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てが本公告の日から企画提案書の受付期間の末日までの間においてなされていない者であること。
- (6) 兵庫県税を滞納していないこと。
- (7) 次のアからウに該当する者でないこと。(必要に応じて、関係機関に事実関係の照会を行うことがある。)
 - ア 役員のうち次のいずれかに該当するものがある法人等
 - (i) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (ii) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前項アに該当する者
 - イ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支援する者
 - ウ その法人等の親会社等(その者の経営を実質的に支配することが可能となる関係のある者)が前項ア及びイのいずれかに該当する者

3 参加手続き

(1) 事務局

〒660-8550 尼崎市東難波町2丁目17番77号

兵庫県立尼崎総合医療センター経営企画部医療情報課

電話(06)6480-7000

(2) 募集要領の配布

ア 配布期間

令和4年10月25日(火)から同年11月8日(火)まで(土曜日及び日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 配布場所

上記(1)に同じ

(3) 参加表明書

ア 提出方法

所定の参加表明書様式により行うこととし、持参又は郵送とする。

イ 受付期間

令和4年10月25日(火)から同年11月8日(火)まで(土曜日及び日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)。郵送の場合は、令和4年11月8日(火)必着とする。

ウ 提出場所

上記(1)に同じ

(4) 質問及び回答

ア 質問方法

質問については、所定の質問書様式により行うこととし、事務局への持参、電子メール又は郵送とする。送付先電子メールアドレスは、募集要領配布の際に伝える。

イ 受付期間

令和4年10月25日(火)から同年11月8日(火)まで(土曜日及び日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)。郵送の場合は、令和4年11月8日(火)必着とする。

ウ 回答方法

令和4年11月26日(水)より、質問書提出者及び参加表明書提出者に対して順次電子メール若しくはFAXにより送付する。

(5) 企画提案書

ア 提出方法

持参又は郵送とする。

イ 受付期間

令和4年10月26日(水)から同年11月21日(月)まで(土曜日及び日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)。郵送の場合は、令和4年11月21日(月)必着とする。

ウ 提出場所

上記(1)に同じ

エ 提出書類

募集要領に定める。

(6) プレゼンテーション

ア 企画提案書を提出した者に対し、必要に応じてプレゼンテーションを実施する。

イ プレゼンテーションを実施する場合、開催の日時、場所等については、参加者に対し別途連絡する。

4 当選者の選定、決定及び通知の方法

(1) 選定方法

選定は、「兵庫県立尼崎総合医療センター医療情報システム運用関連業務委託業者選定委員会」(以下「委員会」という。)において行う。

(2) 決定方法

委員会の選定結果に基づき、当選者及び次点者を決定する。

(3) 選定結果の通知

選定結果は、参加者全員に対して文書で通知する。

(4) 当選後の取扱い

当選者は、「兵庫県立尼崎総合医療センター医療情報システム運用関連業務」の事業実施予定者となる。

(5) 失格事項

次のいずれかに該当する者は失格とする。

ア 期限までに提案書を提出しなかった者

イ 正当な理由なくプレゼンテーションの実施時間に遅れた者

ウ 提出書類に虚偽の記載をした者

5 その他

(1) 書類作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 留意事項

ア 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。

イ 提出書類は、非公開とする。

ウ 提出書類は、返却しない。

エ 提出書類について、この書面及び募集要領に定める様式に適合しない場合は、提出された提案書を無効とすることがある。

オ 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、指名停止の措置を行うことがある。

カ 原則として、書類提出後の記載内容の変更は認めない。

(3) 参加に要する費用

本プロポーザルの参加に要する費用は、参加者の負担とする。

(4) その他

詳細は、募集要領による。

6 Summary for the Notice of Forthcoming Competition

- (1) Name and title of head of the procuring entity:
Dr.Heike, Director of Hyogo Prefectural Amagasaki General Medical Center
- (2) Nature and quantity of the services to be required:
Proposals for operation-related business of Medical total information System
- (3) The acceptance period for the submission of proposals:
From 9:00am to 4:00pm every weekday from Wednesday, October 26 through Monday, November 21, 2022
- (4) Contact point for the notice:
Medical Information Division, Hyogo Prefectural Amagasaki General Medical Center, 2-17-77, Higashinaniwa-cho, Amagasaki-shi, Hyogo 660-8550
TEL (06)6480-7000



兵庫県立西宮病院患者給食業務委託に係るプロポーザルの実施

兵庫県立西宮病院における患者給食業務委託業者をプロポーザル方式により募集する。

令和4年10月25日

兵庫県病院事業 契約担当者
兵庫県立西宮病院長 野口 眞三郎

1 プロポーザルの概要

- (1) 名称
兵庫県立西宮病院患者給食業務委託に係るプロポーザル
- (2) 募集要項
別途配布する「兵庫県立西宮病院患者給食業務委託業者募集要項」(以下「募集要項」という。)による。
- (3) 契約期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。
なお、令和6年3月31日までの業務履行状況を確認した上で、適正に業務が履行されている場合においては、その翌日において更に1年間同一の条件でこの契約を更新するものとし、その後、令和8年3月31日までの間は毎年同様に更新できるものとする。
- (4) 履行場所
兵庫県立西宮病院 兵庫県西宮市六湛寺町13番9号
※令和7年度下半期より兵庫県立西宮総合医療センター(仮称)移行予定(兵庫県西宮市津門大塚町1)

2 参加資格

次の要件をすべて満たす事業者に関し、参加することができる。

- (1) 日本国内の一般病床数200床以上の病院において、過去5年間以上、給食業務の受託実績があること。
- (2) 病院の給食調理業務の受託に関し、各種法令に基づく許可、認可、資格免許等を必要とする場合において、これを受けていること。
- (3) 一般財団法人医療サービス振興会の医療関連サービスマーク認定事業者(患者等給食)であること。
- (4) 兵庫県の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている事業者であること。
- (5) 欠格要件に該当しない者
法人及びその代表者が次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。
ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けている者
イ 本公告の日から企画提案書等提出書類の受付期間の末日までの間において、兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を受けている者
ウ 兵庫県暴力団排除条例(平成22年条例第35号)第2条第1項第1号に規定する暴力団又は同項第3号に規定する暴力団員に該当する者
兵庫県暴力団排除条例施行規則(平成23年公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当する者
エ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第

- 225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- オ 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない(できない)者
- カ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者
- キ 役員(法人の監査役及び監事を含む。)のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体
- (イ) 成年被後見人又は被保佐人
 - (ロ) 破産者で復権を得ない者
 - (ハ) 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - (ニ) 暴力団の構成員等

3 参加手続

(1) 事務局

兵庫県立西宮病院総務部経理課
〒662-0918 兵庫県西宮市六湛寺町13番9号
電話 0798-34-5151(代) 内線3208
FAX 0798-23-4594

(2) 募集要項の配布

ア 配布方法

募集要項は、事務局において配布する。

イ 配布期間

令和4年10月25日(火)から同年11月1日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(3) 現地説明会

現地説明会は開催しない。

ただし、事前に現地見学を希望する者は、令和4年10月26日(水)から同月28日(金)までの午前9時から午後4時までに(正午から午後1時までを除く。)、様式第5号により上記(1)まで持参又は郵送により申し込むこと。郵送の場合は同年10月23日(水)必着とする。

なお、見学は、1参加者当たり2名以内とする。

(4) 参加申込

本プロポーザルへの参加を希望する者は、下記書類を必要に応じて作成し、提出期限までに提出すること。

ア 提出書類及び提出部数

募集要項 別表1のとおり

イ 提出方法

持参又は郵送とする。

ウ 受付期間

令和4年10月26日(水)から同年11月9日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)。郵送の場合は同年11月9日(水)必着とする。

エ 提出場所

上記(1)に同じ

(5) プロポーザルにかかる質問及び回答

質問がある場合は、質問書(様式第6号)により行うこととしFAX、持参又は郵送とする。FAXの場合は確認のため事務局に電話による確認を行うこと。

ア 提出先

上記(1)に同じ。

イ 提出期間

令和4年10月26日(水)から同年11月2日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)。郵送の場合は同年11月2日(水)必着とする。

ウ 回答

令和4年11月4日(金)から同月11日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から

午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）の間に、上記(1)に記載の場所において閲覧方式により行うほか、参加申込書を提出した者全員に対して電子メール若しくはFAXにより回答する。

(6) 企画提案書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、下記のとおり企画提案書等を作成し、提出期限までに提出すること。なお、同一の参加者が提案する企画は一つに限る。

ア 提出書類

募集要項 別表1のとおり

イ 提出方法

参加者が事務局へ持参又は郵送とする。

ウ 受付期間

令和4年11月15日（火）から同月29日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）に持参することとし、郵送の場合は、同年11月29日（火）必着とする。

エ 提出先

上記(1)と同じ。

(7) プレゼンテーション

ア 企画提案書を提出した者に対し、提出した企画提案内容についてプレゼンテーションを求める。

イ プレゼンテーションの日時、場所等については、参加者に対し別途連絡する。

4 当選者の選考及び通知の方法

(1) 選考方法

当選者の選考は、「兵庫県立西宮病院患者給食業務委託業者選定委員会」（以下「委員会」という。）において行う。

(2) 決定方法

委員会の選考結果に基づき、当選者及び次点者を決定する。

(3) 選考結果の通知

当選者及び次点者の名称は、参加者全員に対して文書で通知する。

(4) 当選後の取扱い

当選者は、「兵庫県立西宮病院患者給食業務委託契約」の契約予定者となる。

(5) 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

ア 期限までに提案書を提出しなかった者

イ 正当な理由なくプレゼンテーションの実施時間に遅れた者

5 その他

(1) 書類作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 留意事項

ア 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。

イ 提出書類は非公開とする。

ウ 提出書類に記載された個人情報、事業者の選定のための評価・手続きに使用すること以外に、参加者の承諾を得ずに利用しないものとする。

エ 提出書類は返却しない。

オ 提出書類について、本要項に定める様式に適合しない場合は、応募を無効とすることがある。

カ 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出された提案は無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、指名停止の措置を行うことがある。

キ 原則として、書類提出後の記載内容の変更は認めないものとする。ただし、誤字・脱字等軽微な修正は、この限りではない。

(3) 費用負担

本プロポーザルの参加に要する費用は、参加者の負担とする。

(4) その他

詳細は、募集要項による。